

結核の医療費（入院）公費負担について

結核に関する医療費（入院勧告期間中の入院治療に関する医療費）については、標記申請により、世帯の市町村民税課税年額（所得割）の合計に応じ、無料もしくは一部自己負担となります。

申請に必要な書類は、下記のとおりですので、保健所まで提出してください。

自己負担額について（公費対象外については自己負担があります）

- 世帯の市町村民税課税年額(所得割)の合計が56万4千円以下 → 無料
- 世帯の市町村民税課税年額(所得割)の合計が56万4千円を超える → 2万円(上限)

提出書類等について

- 1 世帯全員が記載された住民票 1通
 - ▶ 市役所もしくは町役場で発行
- 2 市町村民税課税証明書もしくは市町村民税非課税証明書
住民票に記載のある世帯全員の分（※）
 - ▶ 市役所もしくは町役場で発行

※「入院期間に応じて該当年度分を提出ください」

- ①入院期間が4月1日から6月30日まで→ 前年度分
- ②入院期間が7月1日から3月31日まで→ 本年度分
- ③入院期間が6月と7月をまたがる場合は→ 前年度分及び本年度分

※ 義務教育を受けられている16歳未満の学生等の証明書は不要

- 3 入院されていた方の保険証の写し
- 4 感染症患者医療費公費負担申請書
- 5 印鑑

ご不明な点がございましたら、お問合せください。

【 お問合せ先 】

〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 9 2 7
橋本保健所 保健課 保健グループ
電 話 0 7 3 6 - 4 2 - 5 4 4 0
F A X 0 7 3 6 - 4 2 - 0 8 8 6